

(お知らせ)



令和4年2月16日
京都市保健福祉局
(医療衛生企画課 Tel:222-4244)

「京都市新型コロナ陽性者臨時フォローアップセンター」の設置について

新型コロナウイルス感染症については、急激な感染拡大はようやく減少傾向がみられるものの、高齢者等重症化リスクのある方の感染者数の増加に伴い、これらの方々の重点的な療養体制の充実を図っていく必要があります。

また、無症状者や軽症者についても、容態の変化などの御相談を受け、必要な場合に的確に医療に繋いでいくことや、待機期間等の相談に応じていくことが必要です。

このため、新たに「京都市新型コロナ陽性者臨時フォローアップセンター(以下「センター」という。)」を設置し、保健所業務の体制強化を図ってまいります。

引き続き、市民の皆様におかれましては、手洗い、マスクの着用、密の回避(1密にも留意)の徹底等、より一層の感染防止対策に御協力いただきますようお願いいたします。

記

センターの業務内容及び事業開始日

1 令和4年2月18日(金)午前10時から開始

- (1) 無症状・軽症者の方からの相談
 - ① 健康観察中の症状悪化時の相談
 - ② 待機期間等の相談

必要に応じて、医療機関にお繋ぎします！

- (2) 自ら検査を実施した医療用抗原検査キットの結果が陽性となった方の相談
自ら検査を実施した医療用抗原検査キットの結果が陽性となった方で、49歳以下の重症化リスクのない無症状・軽症者のうち、受診先がない方に対し、入力フォームを利用し、発生届作成及び必要な連絡を行う。

※ 重症化リスクの高い感染者については、これまでどおり保健所が相談等を行ってまいります。

※ 上記業務を、午前8時30分から午後10時15分までの間は、19名(内オペレーター15名、看護師3名、統括1名)で、午後10時15分から午前8時30分までの間は、13名(内オペレーター10名、看護師2名、統括1名)で、24時間・土日祝日も含めて対応。

※ 連絡先 : 0570-000-538

なお、当センターは、陽性者及びその御家族等の専用電話であるため、新型コロナウイルス感染症の診断を受けていない方や感染が心配な方等、一般的な相談は、従来どおり『きょうとコロナ医療相談センター(電話: 4 1 4 - 5 4 8 7)』(24時間・土日祝日対応)で対応します。

2 令和4年2月21日(月)から開始

- ・ 発生届受理後の陽性者への連絡
「発症日の確認」「解除日の目安」「健康観察の方法」「症状悪化時の連絡」「生活支援物資やパルスオキシメーターの配送」等の連絡

※ 上記業務を、午前8時30分から午後5時45分まで45名体制で実施